

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成31年4月28日 03時00分ごろ
発生場所	千葉県木更津港南西方沖 木更津港防波堤西灯台から真方位232° 3.9海里付近 （概位 北緯35° 20.2′ 東経139° 47.9′）
事故の概要	プレジャーヨットMINX ^{ミンクス} VI ^{シックス} は、南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設のロープに切損を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット MINX VI、5トン未満（長さ7.65m）
船舶番号、船舶所有者等	230-16419千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 のり養殖施設 ロープ3本に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、機帆走により南西進中、船長が船首方に見える白色の灯台の灯光に向けて航行を続けたところ、のり養殖施設に進入し、プロペラに同養殖施設のロープが絡まって航行不能となり、同施設のロープに切損を生じた。</p> <p>船長は、木更津港南西方沖にのり養殖施設があることを知っており、同養殖施設を避け、第2海堡灯台に向けて南西進する計画であった。</p> <p>第2海堡灯台は、同灯台を222°（真方位、以下同じ。）～310°の範囲に見る海域に向かって赤色の灯光を、同灯台を310°～222°の範囲に見る海域に向かって白色の灯光をそれぞれ発するものであった。</p> <p>船長は、第2海堡灯台及び観音埼灯台の灯光を発する周期や灯光の色などの特徴（以下「灯質」という。）を確認しない状態で航行しており、第2海堡灯台の灯光の色が本事故発生場所付近から見た場合、赤色であることを知らなかったため、本事故当時、第2海堡灯台の赤色の灯光の南側に見えていた観音埼灯台の白色の灯光を第2海堡灯台の灯光と思い込んでいた。</p>
分析	本船は、南西進中、船長が、灯質を確認しない状態で航行していたことから、観音埼灯台の灯光を第2海堡灯台の灯光と思い込み、第2

	海堡灯台に向けて南西進する計画であったところを観音埼灯台に向けて航行を続け、木更津港南西方沖ののり養殖施設に進入し、同施設のロープに切損を生じたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、灯質を確認しない状態で航行していたため、観音埼灯台の灯光を第2海堡灯台の灯光と思い込み、第2海堡灯台に向けて南西進する計画であったところを観音埼灯台に向けて航行を続け、木更津港南西方沖ののり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に航行する際は、航路標識の灯質を事前に確認すること。